

平成28年度事業計画

―「犯罪被害者等早期援助団体」としての力量をよりいっそう身につけ、
より広くより深い支援を―

I はじめに

1. 当センターは、平成15年11月29日の発足以来、平成23年3月には岡山県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定、平成25年4月には岡山県知事から公益社団法人の認定を受け、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減に資するために、電話・面接相談、専門家への橋渡し・裁判支援・生活支援・心の支援などの直接支援、自助グループの支援及び犯罪被害者等給付金支給の申請補助など、犯罪被害者支援のための活動を実施している。また、これらの活動と密接不可分である他機関等との連携、支援員の養成・研修及び広報・啓発の活動も展開している。
2. 平成28年度は、公益社団法人となって4年目を迎えるので、次の諸点において、特色ある活動を進めることを重点目標とする。
 - 1) 上記1に挙げた犯罪被害者支援のための活動を、常時多面的かつ総合的に展開する。又、支援活動の質の向上を図るために、支援員の研修と支援員養成講座をきめ細かく開催する。
 - 2) 弁護士・精神科医などの協力スタッフ、県警犯罪被害者支援室、県民生活部くらし安全安心課、県女性相談所、法テラス、検察庁被害者支援員など「おかやま被害者支援ネットワーク」の加盟機関などと連携しながら、活動を展開する。また、県産婦人科医学会の外、臨床心理士、養護教諭、看護師、助産師、保健師等犯罪被害者とつながる民間諸団体等と連携を深める。
 - 3) 犯罪被害者の視点に立脚しつつ、地域の総合力を生かした活動を展開する。県内全市町村に犯罪被害者支援に関する条例が制定されている中、被害者担当窓口などと連携して電話・面接相談、直接支援及び犯罪被害者支援の重要性や理解と協力を求めるための広報啓発に努める。
 - 4) 性犯罪被害者支援センター事業に取り組む。
 - 5) 当センターの活動を支える財政基盤を確立強化する。

II 具体的事業

上記重点目標に基づき、次の諸点において、当センターの活動をより一層充実発展させる。

1. 専門家への橋渡し・裁判支援・生活支援・心の支援・自助グループの支援及び犯罪被害者等給付金支給の申請補助などの活動の強化。
今後の更なる支援件数増加に対応するため、支援体制を人員・活動内容の両面で強化し、一人でも多くの被害者につながり、心に響く多面的な活動を展開する。また、自助グループ活動の一環として、希望するメンバーによる講演などの活動支援、「いのちと魂のメッセージ」のパネル展などを行う。
2. 支援員・相談員等の養成
 - 1) 被害者支援員を養成するために、基礎講座を5月から7月に6回。中級講座を7月から

10月に6回開催する。全過程を修了して、ひとりでも多くの支援員を誕生させたい。

- 応募資格 *被害者支援の活動に参加できる方
*被害者支援について学びたい方
*職務上、被害者支援について学ぶ必要のある方

会場 きらめきプラザ（岡山市北区南方）

- 2) 新たな試みとして、基礎講座を大学生に受講してもらい学生ボランティアの養成を行う。
- 3) 7月から新規開設する性犯罪被害者支援センター事業の電話相談員を養成するために、性犯罪被害電話相談員養成講座を5月から6月に6回開催する。
- 4) 継続研修を毎月1回開催すると共に、その内容の充実に努める。
- 5) 上記の他に、一般社団法人全国被害者支援ネットワーク主催の中央研修及び中四国ブロック研修等に多くの支援員を参加させ、支援員等の人材育成と支援活動の質の向上を図る。

3. 協力弁護士の拡大

人員・業務内容の両面から、協力弁護士の拡大に努める。

4. 精神科医による診察・治療及び臨床心理士によるカウンセリング体制の整備

犯罪被害者の精神的被害に精通した精神科医による診察・治療及び臨床心理士によるカウンセリング体制をより一層整備する。また、資力の乏しい被害者を支援するため、平成20年6月に立ち上げた当センター独自の、「犯罪被害者支援金」を活用する。

5. 性犯罪被害者に対する緊急支援ネットワークの確立と性犯罪被害者支援センターの新規開設

被害直後の性犯罪被害者を緊急支援するためのネットワークを構築するため、平成25年1月28日に県産婦人科医会との間で協定書を締結した。これに基づいて「相談センターを中心とした連携型（岡山方式）」を推進する。また、資力の乏しい被害者を支援するため、平成25年2月に立ち上げた当センター独自の、「性犯罪被害者のための緊急支援金」を活用する。

7月からは、電話相談室をビル1階に移転し、性犯罪被害者のための専用相談電話を設置し、新規に性犯罪被害者支援センターを開設する。性犯罪被害者は心身に大きなダメージを受けるが、その多くは、被害に遭ったことを誰にも相談できずにいることから、いつでも性犯罪被害者専用電話で相談支援ができるようにする。

6. 広報啓発活動

- 1) 犯罪被害者支援の重要性や理解と協力を求めるためのフォーラム等を県内数か所で開催する。
- 2) センターニュース・機関誌の発行、リーフレット・チラシ・ホームページの活用、ケーブルテレビ・FM放送への出演などを行う。
- 3) 様々な広報の機会を捉え、犯罪被害者等が思いを記した「いのちと魂のメッセージ」のパネル展を開催する。
- 4) 警察、検察庁、病院等において、待合室等の掲示板にポスターを貼らせてもらう。

また、「性犯罪被害にあわれた方へーあなたは悪くないよー」のチラシの配付を依頼する。

- 5) 岡山駅頭等において、街頭宣伝活動を行う。その他、ひとりで悩んでいる被害者にひとりでも多くつながるため、バスのラッピング等創意ある広報活動を行う。
- 6) 当センター支援自動販売機に「犯罪被害者支援・連携の輪」と相談電話番号・相談時間等を掲示してもらう。

7. 行政への働きかけの強化

行政と協力し、各自治体で制定された犯罪被害者支援に関する条例を、地域住民に浸透させる活動を行う。

県内数か所で開催する「犯罪被害者支援の重要性や理解と協力を求めるためのフォーラム等」について、参加の呼びかけと協力等を関係市町村へ依頼する。また、「被害者支援員養成講座」の受講生募集についても協力を依頼する。

8. 事務局体制の強化と財政基盤の充実

公益社団法人として4年目となるので、事務組織体制の充実強化に向けて人材の育成・確保と財政基盤の確立が必要である。人材の育成・確保は、全国被害者支援ネットワークの指導と日本財団の助成を受けて行うこととする。

財政基盤の充実は、「犯罪被害者等早期援助団体」としての力量を身につけるため、「VSCOを支援する会」との連携と、日本財団の先駆的なファンドレイジング活動のコンサルタント指導を月1回受けながら3年計画として図っていく。

とりわけ、賛助会員・支援自動販売機の設置・募金箱の設置の拡大、ホンデリング（古本の寄附）、赤い羽根共同募金（1月～2月のテーマ募金）の推進に努める。